

回 答

団体名（ 全国福祉保育労働組合大阪地方本部 ）

（要望項目）【生活保護・救護施設関連施策】

1. 生活保護費を減額した国の施策を違法とした最高裁判決を受け、国に対して早急に差額支給の実施を要請してください。「最高裁判決への対応に関する専門委員会」に関しては、結論を出す期日の設定を早期に行うよう、また一般傍聴（少なくとも訴訟関係者の特別傍聴）を認めること、原告・弁護団が適宜作成する書面を資料として専門委員会において配布することや、委員会の審理の終盤にも、直接意見表明する場を設けることを要請してください。

（回答）

- 令和7年6月27日の最高裁判所による自治体の保護変更決定処分の取消判決の対応にあたり、大阪府といたしましては、保護の実施機関等が生活保護受給者の方へ適切に対応できるよう、国が責任をもって進めていくべきものと考えており、国に対して、保護の実施機関等が適切に事務を処理できるよう十分な配慮を行うこと、また、基準改定に伴う他制度への影響も明確にし、その対応方針を示したうえで、地方自治体に対し必要な支援を行うことを、要望しております。
- 先般、厚生労働省より、「社会保障審議会 生活保護基準部会 最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性」が示されたところであり、大阪府といたしましては、引き続き国が発出する本件対応に関する通知等を注視してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

回 答

団体名（ 全国福祉保育労働組合大阪地方本部 ）

（要望項目）【生活保護・救護施設関連施策】

2. 府民の命と暮らしを守るのはもとより、日本における「健康で文化的な最低限度の生活」の向上を大阪府が牽引するべく、生活保護受給世帯に対して、府独自の加算を積極的に推進してください。例えば、近年の異常と言えるほどの夏の暑さに対し、エアコン設置、修理、電気代の補助（加算）を行うなどしてください。

（回答）

- 生活保護制度は、日本国憲法第 25 条が保障する生存権を実現する制度として、国が責任をもって運営すべきものであると考えており、府独自の加算は困難です。
- 大阪府といたしましては、熱中症予防対策としての冷房器具の必要性の考慮や夏季加算の創設等、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、国に引続き要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

回 答

団体名（ 全国福祉保育労働組合大阪地方本部 ）

（要望項目）【生活保護・救護施設関連施策】

4. 1978 年以来 38 年間も改善が為されていない救護施設の職員配置基準（5.4 人：1 人）の引き上げを、国に対して要請してください。

（回答）

- 救護施設における職員配置については、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（指定都市、中核市）が条例で定めることとされており、条例に基づき職員が適切に配置されるよう指導監査の機会等を通じて指導しております。
- また、職員の配置基準の見直しを含めて、生活保護受給者の実態を踏まえた制度となるよう、国に要望しております。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

回 答

団体名（ 全国福祉保育労働組合大阪地方本部 ）

（要望項目）【生活保護・救護施設関連施策】

7. 地域の避難施設（福祉避難所）として、防災グッズを常備、更新することに対する補助を行ってください。

（回答）

- 災害時に高齢者や障がい者等の、一般の避難所では対応が困難な方を対象に開設する福祉避難所は、地域の実情を踏まえ、市町村が、その管内の社会福祉施設について指定するものです。
- 救護施設についても同様であり、府としましては、避難所運営マニュアル作成指針を示すとともに、施設の事業継続計画（BCP）や非常災害対策計画等の策定支援などを通じ、引き続き、救護施設における災害時対応の充実に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課